

## 令和8年度産地輸出支援事業（アジア・ドイツ：コメ）業務委託仕様書

### 1 目的

県の農産物輸出をけん引するコメのさらなる輸出拡大を図るため、取扱の拡大及び新たな販路開拓が期待されるアジアやドイツをターゲットに、海外バイヤー等への営業活動・県への招へい、販促資材の作成、販促プロモーションの実施など、商流構築及び拡大に向けた取組を実施する。

### 2 委託業務名

令和8年度産地輸出支援事業（アジア・ドイツ：コメ）業務委託

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする

### 4 委託業務の内容

#### (1) 対象品目

- ・コメ

#### (2) 対象国

- ・ドイツ
- ・シンガポール
- ・ベトナム
- ・香港
- ・その他（必要に応じて県と協議のうえ、他の国・地域への変更も可とする。）

#### (3) 事業項目

##### ア 商流構築

- ・海外バイヤー等との商談
- ・海外バイヤー等の本県視察に係る招へい
- ・実施に係る手配
- ・実施に係る連絡調整

##### イ 販売促進

- ・現地小売店等でのマネキンを活用したプロモーション
- ・現地業務店でのプロモーション
- ・店舗でのプロモーションに必要な物品等の準備
- ・実施店等の選定
- ・販売商品及び実施手法の検討
- ・実施に係る連絡調整

##### ウ 認知拡大（マーケティング）

- ・イの取組みと連動した店頭POP、商品・産地の説明リーフレット等の作成
- ・イの取組みと連動したECサイトやSNS等でのプロモーション

・実施に係る連絡調整

エ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

(4) 年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ四半期ごとに進捗状況及び輸出の実績を報告すること。事業完了後においても、事業完了の翌年度から5年間は輸出の実績を報告すること。

(5) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を2部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後60日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・対象国・地域へ本県産農産物を輸出するルートが確立された、または確立できる輸出業者等
- ・対象国・地域への令和8年度の具体的な輸出手段（直接輸出又は間接輸出等）を有していること。
- ・事業内容について、連携する産地又は生産者の合意が得られていること、又は、同産地又は生産者からコメ等を購入できること。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

輸送中に生じたロスに伴う損金については、県と協議のうえ委託費の2割の範囲内で補填することを可能とする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県

製品の輸出拡大に取り組むものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上